

生徒心得 “常に心がけていなければならないこと”

1. 基本的な生活態度

- (1) 本校の教育方針に従い、真理を愛し、学習に励み互いに協力し、心身ともと共に、校風の樹立に努め、社会に貢献できる能力を身につける

素直で、明るく元気よく、美里工業生のプライドを持ち、
他人に迷惑をかけず、社会で貢献できる生徒になる

- (2) 服装容儀について…服装違反者は、帰宅指導する

- ①本校指定の制服をきちんと着用すること
- ②実習服は学校指定の実習服を着用し、実習外での着用は禁止する
- ③頭髪はなるべく短く、清潔な髪型にする（染髪は禁止です）
- ④ピアス・刺青（いれずみ）等は禁止です

- (3) 校則を守ると共に自主的態度を身につけるように心がける
(4) いじめ、暴力行為はいかなるものも禁止する
(5) 生徒の飲酒、喫煙、車両通学、賭博行為は禁止する

○夏季（5月～10月）

黒の学生ズボンに白のワイシャツ

○冬季（11月～4月）

黒の学生服（短ランは禁止です）

女子 学校指定の制服

（詳しくは別紙に定める）

2. 校内生活の心得

高校生としての本分（本来尽くすべきつとめ）を忘れず、資格検定取得、部活動などに一生懸命に取り組む

- (1) 登下校中や校内生活での、食べ飲み歩き、ごみの放置、ポイ捨てなどのマナー違反は、
指導の対象となる
- (2) 携帯電話は、登校時校門を入ったら、電源をOFFにし、午後の清掃終了までは使用は禁止する
(各自で、カバンなどの人目につかない所に保管する)
- (3) 授業中の徘徊、指導拒否、暴言などは、指導の対象となる
- (4) 貴重品は、自己責任でしっかり管理し、移動教室のときには、教室の戸締りをきちんとする
- (5) 登校してから下校時まで、許可なしに校外に外出することを禁止する
- (6) 学校を休む時などは、必ず連絡を入れること。勤怠不良の生徒は、指導を行う
- (7) 漫画本、音楽機器、充電器、トランプ、花札等、授業に関係ない物の持ち込みは禁止とする

3. 校外生活の心得

いつも、本校生徒としての自覚と責任を忘れず、礼儀正しく、他人の迷惑にならないようにする

- (1) 少年保護育成条例により午後10時より午前4時までは外出を禁止とする
- (2) 免許を取得する場合は、必ず学校へ申し出ること。違反者は、指導の対象とします
- (3) や自転車通学をする場合は、すみやかに学校へ届けること
- (4) 校外で事故等がおきた場合は、速やかに学校へ連絡する
- (5) 不健全な娯楽場、飲食店への出入りを禁止する
- (6) アルバイトは原則禁止です。やむを得ない事情でアルバイトをする場合は必ず、学校へ届け出ること
- (7) 旅行・合宿をする生徒は、本校指定の旅行願い・合宿願いを提出し、学校の許可を受けること